

取 扱 基 準

名 称	新潟市木造住宅耐震改修工事等補助金
補助区分	運営費補助 <input type="checkbox"/> 事業費補助 <input checked="" type="checkbox"/>
補助金の概要	昭和56年5月31日以前に建築された個人所有の木造戸建住宅で、2階建て以下のものに対して、耐震設計、耐震改修工事、除却工事等に要する費用の一部を補助します。
目 標	数値化 <input checked="" type="checkbox"/> 非数値化 <input type="checkbox"/>
	補助件数 R6年度 27件 R7年度 27件 R8年度 27件 <目標が数値でない場合の評価方法>
補助事業者	補助事業者が個人のため、情報の公表は行いません。
補助対象経費の内 容	以下の住宅の所有者が行う耐震設計費又は耐震改修費、除却工事費等 ・木造の個人所有住宅 ・昭和56年5月31日以前に建築又は工事に着手したもの ・2階建以下
補助額 及びその算定方法 又は補助率	耐震設計：耐震設計（耐震診断含む）に要する費用の1/2以内、250,000円上限 耐震改修（一般世帯）：耐震改修に要する費用の2/3以内、1,400,000円上限 "（高齢者等世帯）：" 2/3以内、1,700,000円上限 段階的耐震改修（一般世帯）：①工事費の2/3以内、800,000円上限 " ② " 2/3以内、600,000円上限 "（高齢者等世帯）：①工事費の2/3以内、1,000,000円上限 " ② " 2/3以内、700,000円上限 ※第①段階：1階のみを上部構造評点1.0以上まで改修または住宅全体を上部構造評点0.7以上まで改修 第②段階：住宅全体を上部構造評点1.0以上まで改修 耐震改修等促進リフォーム：工事費の1/2以内、200,000円上限 除却工事（非課税、高齢者等世帯）：除却工事に要する費用の1/3以内、500,000円上限 <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由> 補助事業者の負担を軽減することで、木造住宅の耐震化を促進するため。
開始時期	令和6年 4月 1日
評価の時期	令和8年 9月30日
終 期	令和9年 3月31日
	(終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による 情報の公表	[内容]
	[媒体]
担当部署	建築部 建築行政課 建築行政係 電 話 025-226-2837 e-mail kenchiku@city.niigata.lg.jp